

～ グループホーム藤の木 料金表 ～ (1割負担)

(単位：円)

介護度	基本サービス費 (介護保険適用分)	滞在費	食費※	水道光熱費	合計 (1日あたり)	合計 (30日あたり)
要支援2	748	500	1,100	450	2,798	83,940
要介護1	752	500	1,100	450	2,802	84,060
要介護2	787	500	1,100	450	2,837	85,110
要介護3	811	500	1,100	450	2,861	85,830
要介護4	827	500	1,100	450	2,877	86,310
要介護5	844	500	1,100	450	2,894	86,820

※食費内訳 (朝食：300円 昼食：400円 夕食：400円)

※薬代等の医療費やリハビリパンツ等の日用品に関しましては、自己負担となりますのでご了承ください。

～ 加算について ～

※職員の配置や勤務状況により、加算内容が変わる場合があります。その際は事前に説明させていただきますのでご了承ください。

- ※ 初期加算 30円/日
 - ・ 入居日から30日間のみ
 - ・ 医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様
- ※ 入院時費用 246円/日
 - ・ 入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整えている場合
 - ・ 1月に6日を限度として、所定単位(基本料金)に代えて算定
- ※ 退去時相談援助加算 400円/回(1人につき1回を限度)
 - ・ 退居時に本人及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から2週間以内に、退居後の居宅地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合
- ※ 若年性認知症利用者受入加算 120円/日
 - ・ 受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること
- ※ 口腔衛生管理体制加算 30円/月
 - ・ 歯科医師、または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合。
- ※ 栄養管理体制加算 30円/月
 - ・ 管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っていること。
- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月

- ・訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う事。（3月に1回を限度とする）

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 円/月

- ・ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

※ 夜間支援体制加算（Ⅱ） 25 円/日

- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を 1 ユニット 1 名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行う者を 1 名以上配置する

※ 医療連携体制加算（Ⅰ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 39 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること
- ・ 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保していること。
- ・ 「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算（Ⅱ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 49 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で 1 名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前 1 2 月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上であること。

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態

- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 管切開が行われている状態
 - ・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算（Ⅲ） *介護給付（要介護1～5）のみ加算 59円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状入居者が一人以上であること。
- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態
 - ・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円/日

- ・ 認知症生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上であること
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置していること
- ・ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること

※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円/日

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること
- ・ 看護・介護職員毎の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること

※ 看取り介護加算（要支援2を除く） 72円/日（死亡日以前31～45日）
144円/日（死亡日以前4～30日）

680 円/日（死亡日前日及び前々日）

1,280 円/日（死亡日）

- ・ 医師が回復の見込みがないと診断した者であること
- ・ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む）であること
- ・ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）であること
- ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

22 円/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が以下のいずれかに該当すること。

- ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上であること。
- ② 介護職員の総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上であること。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

18 円/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

6 円/日

看護・介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。

- ① 介護福祉士の占める割合が 50%以上であること。
- ② 常勤職員の占める割合が 75%以上であること。
- ③ 勤続 7 年以上の職員が 30%以上であること。

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数にサービス別加算率（4.5%）を乗じた単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（3.1%）を乗じた単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数

～ グループホーム藤の木 料金表～ (2割負担)

(単位：円)

介護度	基本サービス費 (介護保険適用分)	滞在費	食費※	水道光熱費	合計 (1日あたり)	合計 (30日あたり)
要支援2	1,496	500	1,100	450	3,546	106,380
要介護1	1,504	500	1,100	450	3,554	106,620
要介護2	1,574	500	1,100	450	3,624	108,720
要介護3	1,622	500	1,100	450	3,672	110,160
要介護4	1,654	500	1,100	450	3,704	111,120
要介護5	1,688	500	1,100	450	3,738	112,140

※食費内訳 (朝食：300円 昼食：400円 夕食：400円)

※薬代等の医療費やリハビリパンツ等の日用品に関しましては、自己負担となりますのでご了承ください。

～ 加算について ～

※職員の配置や勤務状況により、加算内容が変わる場合があります。その際は事前に説明させていただきますのでご了承ください。

※ 初期加算 60円/日

- ・ 入居日から30日間のみ
- ・ 医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様

※ 入院時費用 492円/日

- ・ 入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整えている場合
- ・ 1月に6日を限度として、所定単位(基本料金)に代えて算定

※ 退去時相談援助加算 800円/回(1人につき1回を限度)

- ・ 退居時に本人及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から2週間以内に、退居後の居宅地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合

※ 若年性認知症利用者受入加算 240円/日

- ・ 受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること

※ 口腔衛生管理体制加算 60円/月

- ・ 歯科医師、または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合。

※ 栄養管理体制加算 60円/月

- ・ 管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っていること。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 200円/月

- ・訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- ・理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う事。（3月に1回を限度とする）

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 400 円/月

- ・ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

※ 夜間支援体制加算（Ⅱ） 50 円/日

- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を 1 ユニット 1 名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行う者を 1 名以上配置すること

※ 医療連携体制加算（Ⅰ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 78 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること
- ・ 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保していること。
- ・ 「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算（Ⅱ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 98 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で 1 名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前 1 2 月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上であること。

(1) 喀痰吸引を実施している状態

(2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態

- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 管切開が行われている状態

・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算（Ⅲ） *介護給付（要介護1～5）のみ加算 118円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状入居者が一人以上であること。

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態

・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 6円/日

- ・ 認知症生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上であること
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置していること
- ・ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること

※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 8円/日

- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること
- ・ 看護・介護職員毎の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること

- ※ 看取り介護加算（要支援2を除く） 144 円/日（死亡日以前 31～45 日）
288 円/日（死亡日以前 4～30 日）
1,360 円/日（死亡日前日及び前々日）
2,560 円/日（死亡日）
- 医師が回復の見込みがないと診断した者であること
 - 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む）であること
 - 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）であること
 - 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 44 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が以下のいずれかに該当すること。
- ③ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上であること。
 - ④ 介護職員の総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上であること。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 36 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12 円/日
看護・介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。
- ④ 介護福祉士の占める割合が 50%以上であること。
 - ⑤ 常勤職員の占める割合が 75%以上であること。
 - ⑥ 勤続 7 年以上の職員が 30%以上であること。
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数にサービス別加算率（4.5%）を乗じた単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（3.1%）を乗じた単位数

※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数

～ グループホーム藤の木 料金表～ （3割負担）

（単位：円）

介護度	基本サービス費 (介護保険適用分)	滞在費	食費※	水道光熱費	合計 (1日あたり)	合計 (30日あたり)
要支援2	2,244	500	1,100	450	4,294	128,820
要介護1	2,256	500	1,100	450	4,306	129,180
要介護2	2,361	500	1,100	450	4,411	132,330
要介護3	2,433	500	1,100	450	4,483	134,490
要介護4	2,481	500	1,100	450	4,531	135,930
要介護5	2,532	500	1,100	450	4,582	137,460

※食費内訳（朝食：300円 昼食：400円 夕食：400円）

※薬代等の医療費やリハビリパンツ等の日用品に関しましては、自己負担となりますのでご了承ください。

～ 加算について ～

※職員の配置や勤務状況により、加算内容が変わる場合があります。その際は事前に説明させていただきますのでご了承ください。

※ 初期加算 90円/日

- 入居日から30日間のみ
- 医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様

※ 入院時費用 738円/日

- 入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整えている場合
- 1月に6日を限度として、所定単位（基本料金）に代えて算定

※ 退去時相談援助加算 1,200円/回（1人につき1回を限度）

- 退去時に本人及びその家族等に対して退去後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、退去日から2週間以内に、退去後の居宅地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合

※ 若年性認知症利用者受入加算 360円/日

- 受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること

※ 口腔衛生管理体制加算 90円/月

- ・ 歯科医師、または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合。

栄養管理体制加算 90 円/月

- ・ 管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っていること。

※ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 300 円/月

- ・ 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- ・ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合 ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う事。（3 月に 1 回を限度とする）

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 600 円/月

- ・ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

※ 夜間支援体制加算（Ⅱ） 75 円/日

- ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を 1 ユニット 1 名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行う者を 1 名以上配置すること

※ 医療連携体制加算（Ⅰ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 117 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること
- ・ 事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保していること。
- ・ 「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算（Ⅱ） *介護給付（要介護 1～5）のみ加算 147 円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。

- ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上であること。

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (8) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 管切開が行われている状態

・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 医療連携体制加算(Ⅲ) *介護給付(要介護1～5)のみ加算 177円/日

- ・ 事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
- ・ 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上であること。

- (1) 喀痰吸引を実施している状態
- (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態
- (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (4) 中心静脈注射を実施している状態
- (5) 人工腎臓を実施している状態
- (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している
- (7) 人工膀胱又は、人工肛門の処置を実施している状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態

・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

※ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 9円/日

- ・ 認知症生活自立度Ⅲ以上の者が、入居者の1/2以上であること
- ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置していること
- ・ 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催していること

- ※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 12 円/日
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件に加え、認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置していること
 - 看護・介護職員毎の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること
- ※ 看取り介護加算（要支援 2 を除く） 216 円/日（死亡日以前 31～45 日）
432 円/日（死亡日以前 4～30 日）
2,040 円/日（死亡日前日及び前々日）
3,840 円/日（死亡日）
- 医師が回復の見込みがないと診断した者であること
 - 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む）であること
 - 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む）であること
 - 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 66 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が以下のいずれかに該当すること。
- ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上であること。
 - ② 介護職員の総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士 25%以上であること。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 54 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。
- ※ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 18 円/日
看護・介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当すること。
- ① 介護福祉士の占める割合が 50%以上であること。
 - ② 常勤職員の占める割合が 75%以上であること。
 - ③ 勤続 7 年以上の職員が 30%以上であること。
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（11.1%）を乗じた単位数
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（8.1%）を乗じた単位数

- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数にサービス別加算率（4.5％）を乗じた単位数

- ※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数にサービス別加算率（3.1％）を乗じた単位数

- ※ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数にサービス別加算率（2.3％）を乗じた単位数